



亡くなられたとき ご遺族のみなさまへ

お取り込みが一段落されたら、次の各項目に該当する場合は、手続に来庁されますようご案内します。

□	項目	手 続	必要なもの	お問合せ先
□	戸 簿	○死亡届によって戸籍に記載されます。 ○本籍地や住所地が福山市以外の場合は、該当市区町村へ戸籍や住民票に関する通知をしますので、記載までに日数がかかります。 ◆火葬を終えていれば、死亡届は提出されています。	□死亡診断書 □印鑑(押印は任意)	
□	住 民 票	○世帯主が亡くなられた場合は、世帯主変更届が必要な場合があります。 ◆代理人が届出される場合は、委任状が必要です。 ○前記の場合以外は、死亡届により死亡事項を記載しますので届出の必要はありません。	□特別永住者証明書 □国民健康保険被保険者証 □本人確認書類	市民課 928-1058 本庁1階
□	印 鑑 登 録	○廃止となりますので、印鑑登録証をお返しください。	□印鑑登録証 (カードまたは手帳)	
□	マイナンバーカード 住 基 カ ド	○廃止となります。お持ちの場合は、マイナンバーが必要な手続がすべて終わり次第、お返しください。 ○電子証明書は、自動的に失効しますので手続は必要ありません。	□マイナンバーカード ・住基カード	
□	国 民 健 康 保 険	○市の国保加入者が亡くなられた場合は、被保険者証をお返しください。 ◆限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちの場合はお返しください。 ○葬祭費の申請をしてください。 ◆葬祭執行者のわかる書類(管理者と執行日時の記入がある死体火葬・埋葬許可証、斎場使用許可証、会葬礼状、葬祭の領収書などのうち1点)が必要です。 ○他の健康保険の被保険者が亡くなり、扶養家族であった人が市の国保に加入する場合は「資格喪失証明書」が必要です。	□国民健康保険被保険者証など □本人確認書類 □世帯主と届出に該当する人のマイナンバー □葬祭執行者のわかる書類 □葬祭執行者名義の預金通帳 □資格喪失証明書	保険年金課 資格賦課担当 928-1055 給付担当 928-1054 本庁1階
□	国 民 年 金	○亡くなれた人の配偶者(20歳~59歳)が第3号被保険者の場合は、第1号被保険者への変更手続が必要です。 ○遺族年金(寡婦年金)・死亡一時金を請求できる場合があります。 ○年金を受給している人が亡くなれた場合には、未支給年金を請求できる場合があります。 ◆請求窓口が日本年金機構等になる場合がありますので事前に確認してください。	□本人確認書類 □基礎年金番号がわかるもの □マイナンバー □本人確認書類 □請求者の口座番号がわかるもの □年金証書 □マイナンバー	保険年金課 年金担当 928-1052 本庁1階
□	後 期 高 齢 者 医 療 保 険	○後期高齢者医療被保険者証などをお返しください。 ○葬祭費の申請をしてください。 ◆葬祭執行者のわかる書類(管理者と執行日時の記入がある死体火葬・埋葬許可証、斎場使用許可証、会葬礼状、葬祭の領収書などのうち1点)が必要です。	□後期高齢者医療被保険者証など □葬祭執行者のわかる書類 □葬祭執行者名義の預金通帳	保険年金課 後期高齢者医療担当 928-1411 本庁1階
□	介 護 保 険	○介護保険被保険者証をお返しください。 ○介護保険資格喪失届が必要です。	□介護保険被保険者証	介護保険課 928-1180 本庁3階
□	児 童 手 当	○受給者が亡くなられた場合は、受給者変更の手続が必要です。 ○対象児童が亡くなれた場合も、手続が必要です。	□児童名義の預金通帳 □請求者の健康保険証 □請求者名義の預金通帳 □請求者のマイナンバー □本人確認書類など	
□	児 童 扶 養 手 当	○証書をお返しください。 ○未支払の手当を請求できる場合があります。	□児童名義の預金通帳 □児童扶養手当証書 □本人確認書類など	ネウボラ推進課 928-1070 本庁7階
□	子 ど も	医療費助成	○受給者証をお返しください。 ◆状況により必要書類が異なります。	□各受給者証
□	ひとり親家庭等			

<input checked="" type="checkbox"/>	項 目	手 続	必要なもの	お問合せ先
<input type="checkbox"/>	特 定 医 療 費 (指 定 難 病)	医療費助成	○受給者証をお返しください。 ◆状況により必要書類が異なります。	□各受給者証 など 保健予防課 928-1127 福山すこやかセンター4階
<input type="checkbox"/>	小 児 慢 性 特 定 疾 病		○受給者証をお返しください。 ◆状況により必要書類が異なります。	□各受給者証 など 障がい福祉課 928-1063 本庁1階
<input type="checkbox"/>	重 度 心 身 障 が い 者		○受給者証をお返しください。 ◆状況により必要書類が異なります。	□各受給者証 など 障がい福祉課 928-1063 本庁1階
<input type="checkbox"/>	自 立 支 援 (育 成 ・ 更 生 ・ 精 神 通 院)		○返還届を提出してください。	□各種手帳 障がい福祉課 928-1208 本庁1階
<input type="checkbox"/>	身 体 障 が い 者 手 帳 療 育 手 帳 精 神 障 が い 者 保 健 福 祉 手 帳		○受給者証をお返しください。	□各受給者証 障がい福祉課 928-1208 本庁1階
<input type="checkbox"/>	障 が い 福 祉 サ ー ビ ス 等		○手帳をお返しください。 ○葬祭料の申請をしてください。 ◆葬祭執行者のわかる書類（死体火葬・埋葬許可証、会葬礼状、葬祭の請求書、葬祭の領収書、斎場使用許可証のうちいずれか1点）が必要です。	□被爆者健康手帳 □手当証書 □死亡診断書 □葬祭執行者のわかる書類 □葬祭執行者名義の預金通帳 □印鑑 など 福祉総務課 928-1045 本庁東棟1階
<input type="checkbox"/>	小・中・義務教育 学 校		○保護者が亡くなられた場合は、保護者の変更が必要ですので、「児童生徒住所等変更届」を提出してください。	学事課 928-1169 本庁13階
<input type="checkbox"/>	上 下 水 道		○水道及び下水道の使用者が、変更または使用中止になる場合は、手続が必要です。 ○地下水（井戸水）使用の使用者が、変更または使用中止になる場合は、手続が必要です。	ふくやま上下水道 料金センター 928-1514 上下水道局
<input type="checkbox"/>	下 水 道 事 業 受 益 者 負 担 金		○下水道事業受益者負担金の納付途中又は徴収猶予中である土地を所有されていた方が亡くなられた場合は、受益者を変更するための申告（下水道事業受益者異動申告書）が必要です。	お客さまサービス課 普及促進担当 928-1087 上下水道局
<input type="checkbox"/>	し 尿 く み と り		○くみとり異動届（人員変更、世帯主変更または廃止）が必要になる場合があります。	廃棄物対策課 928-1074 本庁8階
<input type="checkbox"/>	淨 化 槽		○浄化槽の管理者が亡くなられた場合は、管理者変更報告書または使用休止届が必要です。	環境保全課 928-1072 本庁8階
<input type="checkbox"/>	原動機付自転車 小 型 特 殊 自 動 車 輕 自 動 車 二輪の小型自動車		○各種手続のご案内をしますので市民税課までお越しください。	原付と小特 □ナンバープレート □標識交付證明書 □本人確認書類 市民税課 928-1019 本庁東棟2階
<input type="checkbox"/>	固 定 資 産 税 (不 動 產 登 記)		○固定資産を所有されていた人が亡くなった場合、納稅義務者を変更するための申告（「現所有者申告書」）が必要です。 電子申請もご利用いただけます。 ○土地や建物の相続による所有権移転登記は、不動産の所在地を管轄する法務局に申請が必要です（法務局HP参照）。  福山市 現所有者 検索	口印鑑 資産税課 928-1022 本庁2階
<input type="checkbox"/>	農 地 の 相 続		○農地の相続人が決定したら農業委員会への届出が必要です。	口農地相続が確認できる書類（登記完了証の写しなど） 農業委員会 928-1120 本庁8階
<input type="checkbox"/>	山 林 の 相 続		○売買や相続等により山林を取得した場合は、90日以内に農林水産課への届出（森林の土地の所有者届出）が必要です。 ◆都道府県が作成する地域森林計画の対象となっている民有林が届出の対象です。 ◆詳しくは農林水産課へお問い合わせください。	口山林取得が確認できる書類（登記事項証明書の写しなど） □位置図 農林水産課 928-1033 本庁8階

►窓口にお越しの際は、本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など官公署が発行した書類、保険証など）をお持ちください。

